

令和5年度(2023年度)
保護施設等の衛生管理体制確保支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 保護施設等の衛生管理体制確保支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱（令和4年12月15日付社援発1215第51号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、保護施設等が実施する入所者等（当該施設の入所者、利用者及び職員をいう。）に対する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組に対して支援を行うことを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

(補助事業及び補助事業者)

- 2 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1の第1欄に、補助事業者は、別表1の第2欄に掲げるものとする。

(補助対象経費)

- 3 この補助金の対象経費は、別表1の第4欄に掲げる経費とする。

(補助金交付額の算定方法)

- 4 別表1に定める基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 5 補助事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、交付規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 事業計画（実績）書 | 保福第1の2号様式 |
| (2) 補助金等交付申請額算出調書 | 保福第1の16号様式 |
| (3) 経費の配分調書 | 保福第1の18号様式 |
| (4) 事業予算書 | 保福第1の20号様式 |
| (5) 資金収支計画書 | 保福第1の32号様式 |
| (6) 別に指示する様式 | |

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
 - (1) 補助事業者等は、規則、本交付要綱及び本補助金の交付決定通知に従わなければならない。
 - (2) 補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次のア及びイのいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の3を超えないとき。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変

更と認められるとき。

- (3) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6)の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (11) この補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記様式によりその金額（実績報告において（10）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。
- (12) この補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (13) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (14) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（1件の取得価格及び効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具、不動産等）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- (15) (14)の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (16) (15)に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれかの遅い日まで保管しておかなければならない。
- (17) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で、当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (18) 次のアからオのいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄したとき。
- オ アからエまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (19) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (20) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (21) 第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(補助金の変更申請)

- 7 この補助金の交付決定後の事情により、補助事業の内容又は補助事業対象経費等を変更しようとする場合は、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に5に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

- 8 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、補助金等概算払申請書（保福第1の26号様式）に最新の資金収支計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

(概算払の決定等)

- 9 8の申請に基づき、補助事業等の遂行に必要な資金を、必要の都度、概算払することができるものとする。ただし、8の規定による資金収支計画書を確認した結果、資金不足が生じないと認められるときは、概算払をしないものとし、理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

- 10 補助事業者が、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、補助事業等中止（廃止）承認申請書（保福第1の23号様式）を知事に提出し承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 11 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等実績報告書（保福第1の28号様式）に以下に定める書類を添付して、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 事業計画（実績）書 | 保福第1の2号様式 |
| (2) 補助金等精算書 | 保福第1の30号様式 |
| (3) 事業精算書 | 保福第1の31号様式 |
| (4) 別に指示する様式 | |

(その他)

- 12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)1月30日から施行する。

別表 1

1 対象事業	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
保護施設等の衛生管理体制確保支援事業	救護施設、更正施設、宿泊提供施設、授産施設（社会事業授産施設を含む。）、無料低額宿泊所、その他知事が適当と認めるもの。	1カ所あたり 年額500千円	給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料）、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費（30万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金及び交付金	$\frac{10}{10}$ 以内